

加治木看護専門学校 学校関係者評価委員会 規程

(目的)

第1条 この規程は、平成19年の学校教育法改正に伴う学校関係者評価の実施・公表の努力義務化に伴い、その実施運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価という。

(運営会議)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための学内組織として本校学則施行規則第23条「運営会議」を充てる。

(運営会議の所掌事項)

第4条 運営会議では、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(学校関係者評価委員会)

第5条 学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)に報告し、意見を聞き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱をする委員により構成する。

- (1) 医療関係者
 - (2) 教育に関し知見を有する者
 - (3) 卒業生代表
 - (4) その他校長が認める者 必要に応じて若干名
- 以上から4名以上を選任する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に委員長を置き、委員長は校長が指名する者をもってこれに充てる。

2 関係者委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 学校長が認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、構成員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決定する。なお、当該委員会に付議する事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者と見なす。

5 関係者委員会は、自己評価の結果を受けて年度前期までに開催しなければならない。その後、必要に応じて委員長が会を招集することができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員長は関係者委員会による評価結果をまとめ、議事録並びに報告書を作成しなければならない。議事録については委員の中から署名人を2名選出する。

(学校関係者評価結果の活用)

第10条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第11条 学校長は、学校関係者評価の結果を学校法人鹿児島学園理事長に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第12条 学校長は、学校関係者評価の結果を公表しなければならない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。